

真庭市立美甘小学校 いじめ防止基本方針

平成30年3月改訂

いじめに関する現状と課題

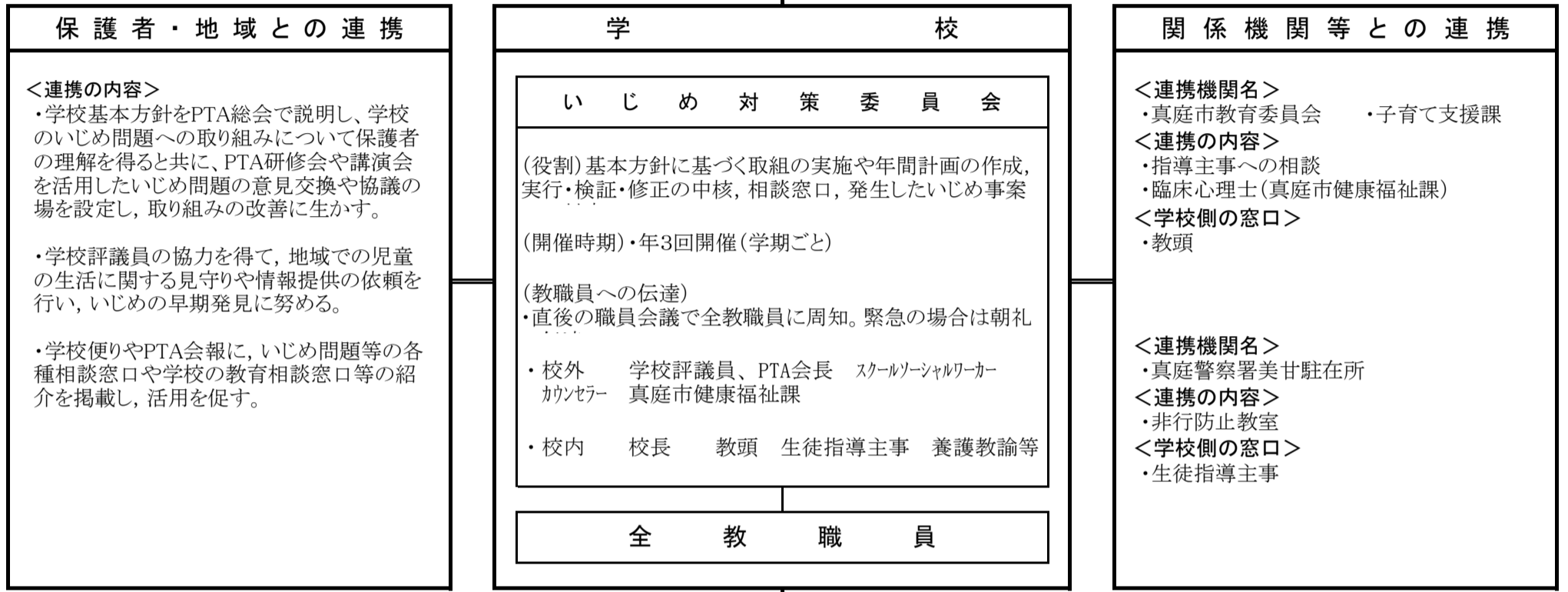
- ・保育園・小学校まで同一学年の構成人数に変化がなく、人間関係が固定化しやすい。小規模な集団の中で児童間に無意識の序列意識が生まれやすい。
- ・児童相互の関係が馴れ合いで、改まったコミュニケーション言語を使わなくても通じ合う親しさがある。言外な表情や態度で意志疎通することもあり、表面化しにくい「馴化型」のいじめが起りやすい。
- ・平成29年度いじめの認知件数は7件。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ対策委員会において全職員の参画によりいじめの実態を探る。
- ・いじめの早期発見に努めるとともに発見した場合には複数でその対応にあたる。
- ・関係機関との連携(学校評議員・子育て支援課・真庭市教委・美甘駐在所)を図り、地域全体でいじめの解決にあたる。

<重点となる取組>

- ・平素よりいじめの定義「相手の嫌がることを行うこと」を明確に伝え、意識の高揚により未然防止に努める。
- ・授業改善に取り組み、人権を大切に授業を行う。自己肯定感を高め他者を思いやる優しい心を育てる。



学校が実施する取組

①	い じ め の 防 止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、真庭市教委または県総合教育センターから講師を招聘し、指導上の留意点についての研修会を行う。 ・分かる授業、楽しい授業、学習規律の確立に関する研修を行い、校内での授業レベルを高める。 (児童会活動) ・いじめについて考える週間において児童のいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。
②	早 期 発 見	(実態把握) ・児童の実態把握のためのアンケートと教育相談を年3回行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行為があった場合、朝礼や終礼で早急に情報交換をする。 (家庭への啓発) ・学校だよりや学年だよりで家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	い じ め へ の 対 処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、生徒指導(いじめ対策)委員会を開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・保護者へ来校を促し、実態の把握と児童の様子を把握し、解決への通筋を明らかにする。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。